

[事案 27-309] 契約無効請求

・平成 28 年 10 月 27 日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

契約時、募集人による告知義務の内容について説明がなかったことを理由に、告知義務違反により解除された契約を無効とし、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 3 月に契約した定期保険について、告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から告知義務の内容について説明を受けていない。
- (2) 診査医からも告知義務の説明がなかった。
- (3) 被保険者は告知書の内容を理解せず、募集人に指示されるままに署名押印した。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人の代表取締役および被保険者に対し、告知書に記載されている質問事項に沿って事実を告知するよう説明したため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の状況等を把握するため、申立人の代表取締役、被保険者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効および既払込保険料の返還は認められないが、募集人あるいは診査医から被保険者に対して、告知の重要性について注意を促すことが十分になされていたか疑問であり、告知の重要性について十分に注意を促していれば、本件紛争が回避できた可能性があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。